

# 性別変更法的な「母」に

## 大阪家裁 特別養子縁組認める

性同一性障害で男性から性別変更した大阪府の30代女性が結婚後、里親の「母親」として児童養護施設から引き取った男児(3)との特別養子縁組を申し立て、大阪家裁に認められたことが2日、女性への取材で分かった。

GID(性同一性障害)学会は、女性に性別変更した人が、特別養子縁組で法的に母親と認められるのは「聞いたことがない」としており、国内初とみられる。

性同一性障害のある人の特別養子縁組につ

いては、「健全な親子関係が営めるか疑問」などとして、縁組の前段階となる里親申請の時点で難色を示されることもある。GID学会理事長の中塚幹也岡山大教授(産婦人科)は「子どもをほしいと思う性同一性障害の当事者にとって新たな選択肢になる」と話している。

女性は2004年に性同一性障害特例法が施行された後、性別を変更。その後男性と結婚した。

10年、児童相談所で里親になる手続きを進めながら、大阪市の民

間福祉団体「家庭養護促進協会」に相談し、研修や面接を受けて11年春に男児を迎え入れた。嫡出関係となる特別養子縁組の審判を夫婦で大阪家裁に申し立て、12年冬に認められた。

性同一性障害の当事者の親子関係をめぐっては、最高裁が昨年12月、女性から性別変更した男性について、妻が第三者との人工授精で出産した子と嫡出関係を認める初の決定を出した。

男性から女性に性別変更した人が母親になるための道は、国内で

は原則的に、子のいる男性と結婚するか養子縁組をするしかない。

「母親」となった女性には取材に「大変なことが多かったが、逃げずに向き合ってきて良かった。後に続く人が出てきてほしい」と話した。

## 性別変更後「母親」に、国内初か 大阪家裁が特別養子縁組認める

性同一性障害で男性から性別変更した大阪府の30代女性が結婚後、里親の「母親」として児童養護施設から引き取った男児(3)との特別養子縁組を申し立て、大阪家裁に認められたことが2日、女性への取材で分かった。

GID(性同一性障害)学会は、女性に性別変更した人が、特別養子縁組で法的に母親と認められるのは「聞いたことがない」としており、国内初とみられる。

性同一性障害のある人の特別養子縁組については、「健全な親子関係が営めるか疑問」などとして、縁組の前段階となる里親申請の時点で難色を示されることもある。